

別記様式第1号(第四関係)

白老町活性化計画

北海道白老町

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	白老町活性化計画	市町村名	白老町	地区名(※1)	白老町地区	計画期間(※2)	令和2年度から令和4年度
-------	----------	------	-----	---------	-------	----------	--------------

目 標 : (※3)

本町は、海、山、川と水の自然に恵まれ、中でも天与の資源である温泉を活用し、全国に名だたる観光地として発展してきたが、平成30年度は平成に入って過去最低の150万人(白老町観光入込調査)の観光客数となり毎年減少傾向にある。近年の観光においては、家族・小グループ旅行やアウトドアスポーツ、農業体験などの体験型観光が増加し、これらの観光客のニーズに応える魅力ある観光地づくりが求められてきている。また、本町の農業は畜産業を中心に営まれているが、最近の消費の低迷等により農業所得が伸び悩み、さらには、高齢化や後継者不足等によりピーク時は総農家戸数が78戸(平成12年農林業センサス)あったが現在では41戸(平成27年農林業センサス)となっており新たな対応策が必要となっている。

このような状況のなか、平成29年に梨湖フーズ(親会社)より白老町内で6次産業化を見据えたブランド牛「白老牛」を生産できる農地を探しているという相談を受けたことから、本町の課題解決(地域産物の販売額増加・交流人口の増加)につながる事業であると考え森野地区の農地を紹介し、令和元年11月に㈱徳寿ファームとして新規就農を開始し、令和3年7月から毎月15頭の「白老牛」出荷を目指している。また今後「地産地消レストラン」の整備や乳牛の導入、果実の栽培も計画している。

白老町としては来年度開設する国立アイヌ民族博物館から通年開通する道道白老大滝線を経由した後志園(ニセコ方面)への観光ルートに面する当地区を活性化するため、今回の㈱徳寿ファーム(本事業実施主体)の取組みを核として地域連携販売力強化施設で「地域ブランドを活用した商品開発」として年間1つずつの商品開発・交流人口の増加についてはR5までに施設の入込者数78,780人を目指す。このため今回計画する施設は白老町の再生・活性化を図るためには必要な施設である。

目標設定の考え方

地区の概要:

本町の農業は、春先の低温等により露地栽培には不適地とされてきたが、町の政策で昭和29年に鳥根県より黒毛和牛を導入し、現在では北海道における黒毛和牛の一大産地となっている。また養鶏業も古くから盛んで、平成31年2月現在で105万羽の飼養数を誇るまでになっている。この生産現場から発生する牛糞堆肥や鶏糞など、野菜栽培の基本となる肥料の確保には困らないという好条件に加え、近年の温暖化による気温上昇等もあり、徐々に耕種農業に参入する生産者が増えてきている。具体的には、北海道青年就農給付金を受けて若手3名が就農し、ほうれん草・スイートコーン、ブロッコリーを中心に多様な作物の作付けに挑戦している。

現状と課題

現在、観光客数の減少・農家戸数の減少・農家戸数減少による農地の耕作放棄地の増加が懸念されることや、本町では本年度国立アイヌ民族博物館「ウポポイ」の開設を控えていること、冬季間通行止めとなっていた道道白老大滝線が来年度より通年通行可能となること、そこからつながる後志園(ニセコ方面)はインパウンドの増加が著しいことから、通過地点である当地区において交流人口を増加させるとともに、当地区の活性化(交流人口の増加・地域ブランドを活用した商品開発)を図る手法が課題である。

今後の展開方向等(※4)

まずは、現在農家戸数が0となっており、かつてはキャンプ場やスキー場等があり賑わっていた本町の森野地区の農地を利用し地域ブランドである「白老牛」や地域特産物を活用した「地産地消レストラン」を整備し、「地域産物の販売額増加」・「地域ブランドを活用した商品開発」・「交流人口の増加」を目指す施設として白老町の再生・活性化の核となる施設とする。

施設整備に当たっては、厨房スペース・レストランススペース・物販スペースを確保し「交流人口の増加」・「地域ブランドを活用した商品開発」を目指し、地域ブランド「白老牛」等を活用した「6次産業化による町の活性化」や「稼げる観光の実現」を図る。

本計画の目標達成に向けた取り組みとして、町内他地区の農業者とも連携し「地産地消レストラン」で提供することや、実際に「この施設によりたい」「ここで食事をしよう」と思わせるための取り組みが必要不可欠であるため、幅広い世代から支持される場の提供をしていく。具体的な今後の展開としては、乳牛の導入による搾乳体験、生乳を利用した加工品の製造・販売・体験、農地を利用した農産物や果実の栽培・農業体験等様々な事業展開により具現化することを計画している。

また、本施設整備を契機とした更なる事業展開にも期待するところである。本町としても2020年4月24日に開設予定の国立アイヌ民族博物館「ウポポイ」とも連携しながら、白老町の豊かな産業・自然を活かして本計画の実現を目指していきたい。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

3 活性化計画の区域(※1)

白老町地区	区域面積(※2)	41,471ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本町の行政区域面積は42,564ha(2015農林業センサス)のうち、農林地面積は35,885ha(2015農林業センサス・平成30年面積調査)で、区域面積の約84%を占めている。当該地区の農林漁業従事者数は721人(平成27年国勢調査)で、全就業者数7,037人(平成27年国勢調査)の約10%を占めており、農林漁業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 本町の人口は、製紙工場やその関連会社の進出により昭和63年に24,356人まで増えたが、現在は16,651人と減少傾向にある。 このような中、JR北海道、道央自動車道、国道36号線が通過するという交通条件を生かした地域連携販売力強化施設を整備することにより、地域の特産品の販売を促進し、交流人口の増加を図ることは、白老町地区の活性化にとって必要不可欠で重要な取り組みである		
③法第3条第3号関係: 本計画区域は、過疎地域及び中山間地域に指定されている。 本計画区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく指定があり、市街化区域を除いた区域を活性化計画区域としている。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
白老町	白老町地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	白老町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
白老町	白老町地区	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	とまこまい広域畜産 クラスター協議会	牛舎整備

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

〈交流人口の増〉計画期間終了年度の翌年度である令和6年に、レストランのレジデータ等により評価。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。